

*返戻金制度に関する事項について

当組合の紹介により就職した者が入社後6ヶ月以内に本人の都合による退職又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還します。

- (1) 入社後1ヶ月以内の場合は紹介手数料の80%返金
- (2) 入社後1ヶ月より3ヶ月以内の場合は紹介手数料の50%返金
- (3) 入社後3ヶ月より6ヶ月以内の場合は紹介手数料の10%返金

ただし、求人者の採用決定者(求職者)に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者(求職者)が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととします。また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号 27-ユ-304771

事業所の名称及び所在地 協同組合WASABI

大阪府岸和田市池尻町95番地の19(1階)